

東武トップツアーズがおすすめする 海外旅行保険



TOKIO MARINE
NICHIDO

2024年11月30日
以降始期用

東京海上日動だからできる！ 快適な旅行を安心フルサポート

サポート① 個人・短期タイプ契約用

サポート② 旅行変更費用担保特約

サポート③ 家族旅行・ハネムーン用

サポート④ 個人・長期タイプ契約用



※留学生、ワーキング・ホリデーの方は留学生プラン用のパンフレットをご覧ください。



東京海上日動
海外総合サポートデスク

～いつでも！どこでも！医療相談や通訳も！～

キャッシュレス・
メディカル・サービス

～自己負担なしで診察～

治療・救援費用
保険金額無制限

～ケガや病気を補償～



東武トップツアーズ

お申込みの際は、加入手続書に添付されている「重要事項説明書」と「ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)」を必ずお読みください。

東京海上日動

断然！タイプ契約！

応急治療！

(31日までのタイプに
すべてセット！)

旅先で旅行前にかかっていた
病気(持病)の症状が急激に悪
化*1して治療が必要になった
際もあんしん！*2

治療・救援費用 無制限！∞

旅先でのケガや病気が原因で
多額の治療費が必要になった
際もあんしん！*3

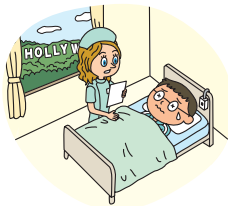
航空機寄託 手荷物*4 航空機遅延*5

手荷物が届かなかったり、航
空機が遅れたりした際に対応
できます。

さらに大きな
あんしん
をプラス！

旅行中に 持病が悪化！

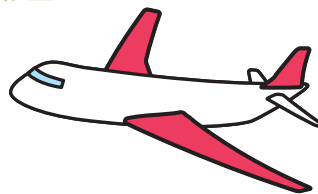
海外旅行開始前に渡航先での診察が予約
されていた場合など、保険金のお支払対
象とならない場合があります。本パンフ
レット「補償内容のご説明(お支払いす
る保険金の内容)」もあわせてご確認ください。



保険金額
無制限
タイプをライン
ナップ！



大事故で大ケガ！ チャーター機で 搬送！



航空機寄託手荷物*4

航空会社に預けた手荷物
が出てこなく
て、身の回り
の品を買った



航空機遅延*5

航空機の出発が遅れ、
ホテル代や
食事代等を
負担した



充実のアシスタンスサービス！

海外旅行中の「困った」を解決する東京海上日動海外総合サポートデスク

・日本語で対応 ・24時間年中無休

キャッシュレス・ メディカル・サービス*6

東京海上日動へ受診料を請求するよう
お伝えただけで病院の窓口で受
診料のお支払いは不要！



緊急医療相談サービス

緊急医療相談は
24時間365日！*8*9*10



トラベルプロテクト*7

- ・電話による通訳サービス！
- ・ホテル・航空券の予約・手配のサポート！
- ・パスポートやクレジットカードを
紛失・盗難された場合のサポート！



*各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。
*サービス内容は変更・中止となる場合があります。また、戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。なお、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話さませんのであらかじめご了承ください。
*東京海上日動はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、東京海上日動の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

補償のご案内

○=セットされます ×=セットされません

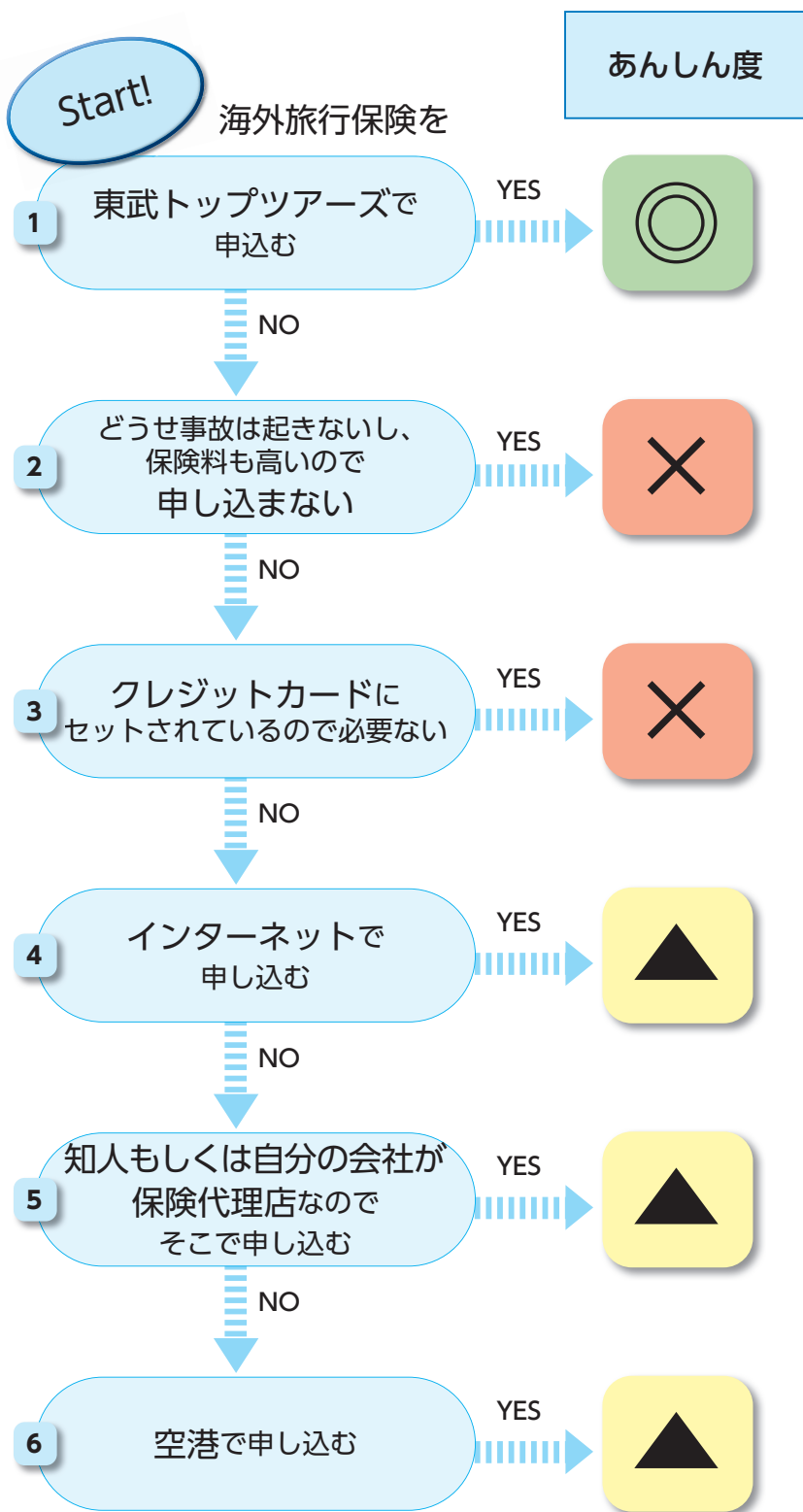
保険金の種類	保険期間 31日まで	保険期間 32日以上	補償の概要 (詳細は本パンフレットP.12～14をご確認ください)
	サポート①③	サポート④	
傷害死亡保険金	○	○	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。
傷害後遺障害保険金	○	○	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。
治療・救援費用保険金	○	○	海外旅行中にケガや病気で医師の治療を受けられた場合や、3日以上続けて入院されて家族に駆けつけてもらうことになった場合。
疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金	○	×	海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けたり、3日以上続けて入院されて家族に駆けつけてもらうことになった場合。
疾病死亡保険金	○	○	海外旅行中に病気で死亡された場合。(海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け30日以内に死亡された場合を含む)
賠償責任保険金	○	○	海外旅行中に他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合など。
携行品損害保険金	○	○	携行品の盗難(紛失、置き忘れを除きます。)、破損等により損害を受けた場合の補償。
航空機寄託手荷物保険金	○	○	航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、6時間以内に運搬されなかった場合等に96時間以内に衣類、生活必需品等の購入費の負担を余儀なくされた場合。
航空機遅延保険金	○	○	搭乗する予定だった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航などにより6時間以内に代替機を利用できず、宿泊施設の客室料等を負担した場合。
<オプション> 緊急一時帰国費用保険金 (保険期間3か月超にセット可能です。)	×	○	海外渡航期間中に保険の対象となる方の配偶者もしくは2親等内の親族の死亡・危篤等により一時帰国した場合。

- * 1 症状の急激な悪化とは？
海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- * 2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、32日以上の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。
- * 3 ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。
詳細は本パンフレット「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」をご参照ください。
- * 4 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
- * 5 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。
- * 6 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様にご利用いただけるサービスです。治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
団体契約で証券等がお手元ない場合は東武トップツアーズまでご連絡ください。
「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」：
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。
- * 7 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様にご利用いただけるサービスです。
- * 8 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
- * 9 ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。
- * 10 本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

かんたん！《あなたの海外旅行・保険あんしん度チェック》

以下のフローチャートを使って、皆様の海外旅行の「保険あんしん度*1」を是非一度チェックしてみてください。

*1 この「保険あんしん度」は、お客様が海外旅行保険へのご加入をご検討いただく上でご参考となるよう、保険会社の過去の事故例等に基づいて東武トップツアーズが独自に設けた基準です。



迅速な対応が可能！
「旅行行程」と「海外旅行保険」2つの情報を把握することが出来るのは、旅行会社＝保険代理店の東武トップツアーズだけ！

1,000万円を超える莫大な費用を支払えますか？
海外の治療（入院費、手術費等）は日本に比べ、高額なケースも！
クレジットカードにセットされている海外旅行保険は必要な補償がなかったり、あっても一旦お客様にて全額立替が必要なケースがあります。^{*2} (P.8 参照)

十分な事故対応はできますか？
ケガ・病気をしている中、自分自身で事故対応せざるを得なくなる可能性があります。^{*2}
また、インターネット加入の場合、保険証券が届くまで1週間程度時間がかかり、保険証券がない場合には全額立替が必要になるケースがあります。

ご自宅出発から空港までの間に発生した事故が補償の対象となりません。^{*2}

*2 個人情報保護法の観点から東武トップツアーズにて保険情報を入手することが出来ません。事故時には東武トップツアーズで事故対応が出来かねます。お客様ご自身でご対応いただく必要がございます。

東武トップツアーズで海外旅行保険にお申込みいただければ…

- ①旅行会社＝保険代理店なので、万が一の窓口を一本化できる！
- ②「キャッシュレス・メディカル・サービス」が使えるので現地での治療費等のお立替が不要！
- ③保険証券（保険契約証または被保険者証）をすぐに発券できるのでご出発直前でもお申込可能！
- ④ご自宅出発から補償がスタート！

こんなにかかるなんて 知らなかった!!



海外ではこんな事故が起きてます。

Case1

事故実例

支払い
保険金 約 **3,500** 万円

ホテル前のビーチで脳出血発症

Mさんはホテル前の浜にて突然転倒。現地病院へ緊急搬送された結果、脳出血を発症されていました。
現地病院に入院し、その後ご家族の要望もあり国内の病院に搬送されそのまま入院となりました。
現地での治療費、緊急搬送費、帰国のための交通費等、合計で約3,500万円支払われました。



Case2

事故実例

支払い
保険金 約 **1,100** 万円

歩行中に転倒して後頭部挫傷

Eさんは歩行中に滑って後ろ向きに転倒してしまい、後頭部を強打し頸椎を損傷、現地病院へ緊急搬送されました。帰国後も通院を余儀なくされ後遺障害を負いました。
現地での治療費、緊急搬送費、帰国のための交通費等、合計で約1,100万円支払われました。



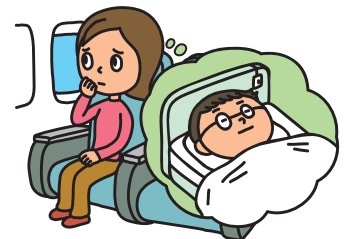
Case3

事故実例

支払い
保険金 約 **1,000** 万円

交差点で交通事故に巻き込まれる

Hさんは交差点を横断中にバスに轢かれ、現地病院に搬送されました。現地病院に入院後、日本に帰国し手術を行い、長期の通院を余儀なくされました。
現地での治療費用、緊急搬送費用、帰国のための交通費、帰国後の治療費用等、合計で約1,000万円支払われました。



**皆様のご安心のために、東武トップツアーズは
治療・救援費用保険金額無制限タイプをおすすめします！**

サポート① 個人・短期タイプ契約用

旅行出発日時時点で **69歳以下の方** と **70歳以上の方** では料金表が異なりますのでご注意ください。

1契約で複数名のお申込みをされる場合、69歳以下と70歳以上の保険の対象となる方が混在する場合は、69歳以下と70歳以上に分けてご契約ください。

ご契約の際のご注意

- ① 保険期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- ② 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- ③ 各保険金額とも引受の限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。
- ④ スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- ⑤ 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。

保険金額ピットリプラン

ご契約金額と保険料

保険金額ピットリプラン
31日まで
保険期間

※記載以外のタイプをご希望の場合は、
加入手続書裏面をご覧ください。

治療費などが高額になっても安心の治療・救援費用保険金額「無制限」タイプをラインナップ！



「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレット P.12 もあわせてご確認ください。

★ 死亡保険金額
1,000万円以下のタイプ

タイプ	69歳以下				70歳以上*3			
	標準タイプ			死亡低額タイプ	標準タイプ		死亡低額タイプ	
	A6	A4	A3	C3 ★	E3	E2	F4 ★	
傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	
治療・救援費用	無制限							
応急治療・救援費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	30万円	20万円	30万円	30万円	20万円	20万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延*4	セットあり							
払い込みいただく保険料	保険期間 1日まで	5,560円	3,910円	3,210円	3,030円	5,000円	4,130円	3,690円
	2日まで	6,740円	5,040円	4,290円	4,160円	6,590円	5,670円	5,230円
	3日まで	7,710円	6,010円	5,240円	5,130円	7,950円	7,000円	6,560円
	4日まで	8,550円	6,800円	5,990円	5,920円	9,690円	8,700円	8,260円
	5日まで	9,530円	7,730円	6,860円	6,850円	11,570円	10,500円	10,060円
	6日まで	10,550円	8,700円	7,790円	7,820円	13,380円	12,260円	11,820円
	7日まで	11,400円	9,500円	8,550円	8,580円	15,140円	13,980円	13,520円
	8日まで	12,550円	10,600円	9,610円	9,680円	16,820円	15,640円	15,180円
	9日まで	13,250円	11,300円	10,290円	10,380円	18,520円	17,310円	16,850円
	10日まで	13,970円	11,970円	10,930円	11,050円	20,240円	19,000円	18,540円
	11日まで	14,720円	12,670円	11,580円	11,710円	21,970円	20,680円	20,200円
	12日まで	15,530円	13,380円	12,240円	12,380円	23,760円	22,410円	21,910円
	13日まで	16,300円	14,100円	12,920円	13,100円	25,490円	24,100円	23,600円
	14日まで	16,950円	14,700円	13,480円	13,660円	27,210円	25,780円	25,260円
	15日まで	20,050円	17,800円	16,570円	16,760円	32,990円	31,550円	31,030円
	17日まで	21,430円	19,080円	17,800円	18,040円	35,090円	33,590円	33,070円
	19日まで	23,330円	20,880円	19,540円	19,800円	38,850円	37,290円	36,750円
21日まで	25,110円	22,560円	21,160円	21,440円	42,120円	40,490円	39,930円	
23日まで	27,240円	24,490円	22,970円	23,290円	45,010円	43,250円	42,650円	
25日まで	29,220円	26,270円	24,660円	24,990円	48,260円	46,430円	45,790円	
27日まで	31,250円	28,200円	26,530円	26,880円	51,250円	49,350円	48,690円	
29日まで	33,120円	29,870円	28,120円	28,470円	54,840円	52,860円	52,160円	
31日まで	34,990円	31,640円	29,840円	30,200円	58,240円	56,190円	55,470円	

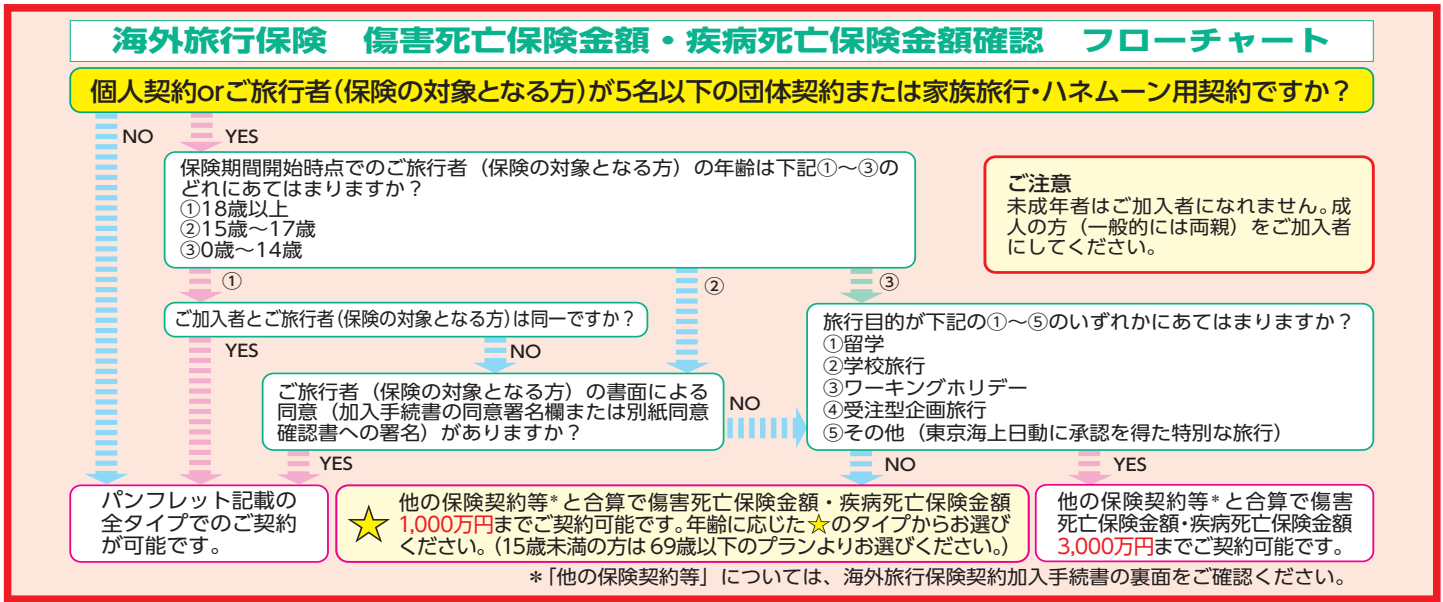
東武トップツアーズがおすすめする標準的なタイプです。——↑

- *1 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- *2 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
- *3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
- *4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料	3万円
② 交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③ 食事代	5,000円

*5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

●引受けできる死亡保険金額には制限があります。
下記のフローチャートをご確認ください。



保険料ピットリプラン ご契約金額と保険料

保険料ピットリプラン 10日 まで
保険期間

トラベルプロテクト付き*2

※記載以外のタイプをご希望の場合は、加入手続書裏面をご覧ください。

下記全てのご契約のタイプには以下の3つの補償項目がセットされています。

賠償責任保険金額	1億円
航空機寄託手荷物保険金額	3万円
航空機遅延保険金*4	セットあり

保険期間	3日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P31	P32	P33★	U31	U32★
傷害死亡	3,000万円	2,200万円	1,000万円	1,500万円	1,000万円
傷害後遺障害	4,250万円	2,200万円	1,000万円	1,600万円	1,000万円
治療・救済費用	無制限		1億円	無制限	960万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	2,560万円	1,100万円	570万円	1,500万円	1,000万円
携行品損害	20万円	20万円	10万円	15万円	10万円
合計保険料	6,000円	5,000円	4,000円	7,000円	6,000円

保険期間	4日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P41	P42	P43★	Z41	Z42★
傷害死亡	3,800万円	2,800万円	1,000万円	2,000万円	500万円
傷害後遺障害	3,800万円	2,800万円	1,000万円	2,000万円	500万円
治療・救済費用	無制限		1億円	無制限	680万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	2,880万円	1,550万円	960万円	1,640万円	500万円
携行品損害	20万円	15万円	15万円	20万円	10万円
合計保険料	7,000円	6,000円	5,000円	9,000円	7,000円

保険期間	5日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P51	P52	P53★	Z51	Z52★
傷害死亡	3,800万円	2,200万円	600万円	2,200万円	900万円
傷害後遺障害	3,800万円	2,200万円	600万円	2,200万円	900万円
治療・救済費用	無制限		1,000万円	無制限	930万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	2,970万円	2,000万円	500万円	1,820万円	900万円
携行品損害	20万円	20万円	10万円	20万円	10万円
合計保険料	8,000円	7,000円	5,000円	11,000円	9,000円

保険期間	6日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P61	P62	P63★	Z61	Z62★
傷害死亡	3,000万円	1,200万円	800万円	1,300万円	500万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,200万円	800万円	1,300万円	500万円
治療・救済費用	無制限		1,200万円	無制限	630万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,930万円	1,200万円	800万円	1,250万円	500万円
携行品損害	15万円	15万円	10万円	15万円	10万円
合計保険料	8,000円	7,000円	6,000円	12,000円	10,000円

保険期間	7日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P71	P72	P73★	U71	U72★
傷害死亡	3,400万円	2,200万円	900万円	1,900万円	880万円
傷害後遺障害	3,400万円	2,200万円	900万円	1,900万円	900万円
治療・救済費用	無制限		1,200万円	7,000万円	900万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,650万円	980万円	800万円	1,900万円	880万円
携行品損害	20万円	15万円	15万円	20万円	10万円
合計保険料	9,000円	8,000円	7,000円	14,000円	12,000円

保険期間	8日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P81	P82	P83★	U81	U82★
傷害死亡	3,000万円	1,700万円	1,000万円	1,200万円	600万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,700万円	1,000万円	1,200万円	600万円
治療・救済費用	無制限		1,200万円	5,000万円	640万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,850万円	1,350万円	900万円	1,200万円	600万円
携行品損害	20万円	15万円	15万円	20万円	10万円
合計保険料	10,000円	9,000円	8,000円	15,000円	13,000円

保険期間	9日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P91	P92	P93★	U91	U92★
傷害死亡	3,500万円	2,500万円	1,000万円	1,700万円	900万円
傷害後遺障害	3,500万円	2,500万円	1,000万円	1,700万円	900万円
治療・救済費用	無制限		1,000万円	5,000万円	930万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	2,080万円	1,380万円	600万円	1,620万円	900万円
携行品損害	20万円	15万円	10万円	20万円	10万円
合計保険料	11,000円	10,000円	8,000円	17,000円	15,000円

保険期間	10日まで				
	69歳以下			70歳以上*3	
保険金額\タイプ	P01	P02	P03★	U01	U02★
傷害死亡	2,800万円	1,400万円	1,000万円	1,400万円	600万円
傷害後遺障害	2,800万円	1,400万円	1,000万円	1,450万円	600万円
治療・救済費用	無制限		3,000万円	1,500万円	700万円
応急治療・救済費用*1	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,320万円	1,050万円	1,000万円	1,400万円	600万円
携行品損害	20万円	15万円	10万円	20万円	10万円
合計保険料	11,000円	10,000円	9,000円	18,000円	16,000円

サポート② 旅行変更費用担保特約【保険期間3か月までセット可能】*1

本特約は海外旅行保険にご契約いただいた方のみ、付帯可能です(本特約のみでのお申込みはできません。)

- ①急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい！(出国中止費用)
- ②旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい！(中途帰国費用)



保険金支払例

アイスランドで火山が噴火し、火山灰の影響で空港が閉鎖。予定していた帰国便に乗ることができず、現地で1泊延泊し、予定とは違うルートで帰国した結果、ホテル代と航空券代がかかりました。



ホテル代 約 8,800円	+	航空券代 約 410,000円	=	合計 約 418,800円
-------------------------	---	---------------------------	---	-------------------------

■上記保険金支払例は一例です。

旅行変更費用についてのご注意点

この特約の責任期間は保険期間(保険のご契約期間)とは関係なく、保険証券、保険契約証または被保険者証記載の契約日の翌日午前0時に開始します。

1. 出国中止費用・中途帰国費用セットプランにご契約の場合、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも、旅行変更費用担保特約部分の保険料をお返しすることはできません。
2. 本特約では、保険料領取前またはご契約日以前にP.14の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
3. 保険金支払の対象となるケースにつきましては、後記「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」の「保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合」をよくお読みください。

*1 企画旅行の場合で中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は、保険期間6か月までのお引受けが可能です。保険期間32日以上保険料は代理店までお問い合わせください。

保険金額(旅行変更費用保険金額)の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。
 なお、家族旅行特約をセットしてご契約される場合(「家族旅行・ハネムーン用」契約の場合)は、家族全員分の合計金額を目安に設定してください(保険金額は家族共有となります。)

(旅行変更費用担保特約) 出国中止費用 + 中途帰国費用

保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円

(旅行変更費用担保特約 + 中途帰国費用のみ担保特約) 中途帰国費用のみ

保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,990円
25日まで	210円	430円	640円	1,280円	1,920円	2,550円	3,190円
27日まで	230円	460円	680円	1,370円	2,050円	2,730円	3,420円
29日まで	240円	490円	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円
31日まで	260円	520円	780円	1,570円	2,350円	3,130円	3,920円

※保険期間は海外旅行保険と揃えてご契約ください。

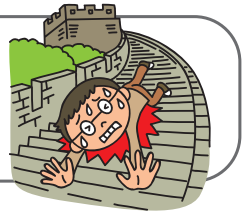
東武トップツアーズの皆様へご注意：本特約がセットされている契約については申込日に必ず発券手続きを行ってください。

② 旅行変更費用担保特約

あなたのクレジットカードにセットされている海外旅行保険は高額になりがちな海外の医療事情に対応できていますか？



イタリア・ナポリの階段で転倒し、顔面強打！
治療費が250万かかると言われたが…



クレジットカード付帯 海外旅行保険の場合

カード付帯保険の保険会社の連絡先を確認し、電話をしてみたが…



カード番号や有効期限を、保険会社からクレジットカード会社に確認しないと、支払できるかわからないのか…。日本時間の営業時間にも時差があって中々繋がらないなあ。

クレジットカードにセットされている海外旅行保険で支払が可能か確認したところ…

治療費の補償額が50万円！？*1

足りない！

手持ちの現金じゃ足りないし、どうしよう…。



*1 クレジットカードによって補償金額は異なります。

東京海上日動の 海外旅行保険の場合

まず、24時間年中無休の東京海上日動海外総合サポートデスクに電話をしてください！

24時間年中無休で対応してくれる「東京海上日動海外総合サポートデスク」のおかげで、すぐに治療することが出来、旅行を続けることができた！



東京海上日動のタイプ契約なら、治療・救援費用保険金額無制限タイプにご加入いただけます！

治療・救援費用保険金額 無制限

クレジットカード上乘せプランで 足りない部分を補償！

本パンフレット記載の契約タイプでのご加入をご検討ください。

クレジットカード上乘せプランは、クレジットカードに付いている保険では足りない補償を充実させるためのプランです。クレジットカードをお持ちでない方もご契約いただけますが、P.5～6記載の補償内容が充実している契約タイプでのご加入をご検討ください。

クレジットカード上乘せプラン

ご契約金額と保険料

タイプ	69歳以下		70歳以上*3	
	D4	D3	H3	
傷害死亡	—	500万円	500万円	
傷害後遺障害	—	500万円	500万円	
治療・救援費用	2,000万円	1,000万円	1,000万円	
応急治療・救援費用*2	300万円	300万円	300万円	
疾病死亡	—	500万円	—	
賠償責任	8,000万円	5,000万円	5,000万円	
携行品損害	—	10万円	10万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延*4	セットあり			
払い込みいただく保険料	保険期間 1日まで	1,390円	1,940円	2,950円
	2日まで	2,220円	2,840円	4,290円
	3日まで	2,930円	3,650円	5,450円
	4日まで	3,460円	4,280円	6,940円
	5日まで	3,970円	4,970円	8,500円
	6日まで	4,580円	5,720円	10,020円
	7日まで	5,100円	6,320円	11,510円

タイプ	69歳以下		70歳以上*3
	D4	D3	H3
8日まで	5,900円	7,200円	12,990円
9日まで	6,380円	7,770円	14,490円
10日まで	6,800円	8,270円	15,980円
11日まで	7,240円	8,790円	17,450円
12日まで	7,650円	9,300円	18,940円
13日まで	8,120円	9,840円	20,420円
14日まで	8,470円	10,260円	21,890円
15日まで	11,300円	13,060円	27,060円
17日まで	12,300円	14,130円	28,840円
19日まで	13,690円	15,590円	32,110円
21日まで	14,980円	16,950円	34,910円
23日まで	16,280円	18,430円	37,370円
25日まで	17,640円	19,820円	40,150円
27日まで	19,230円	21,450円	42,790円
29日まで	20,550円	22,790円	45,870円
31日まで	21,990円	24,230円	48,850円

*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

*4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

*5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

●海外旅行保険付きクレジットカードをお持ちの方が本タイプにご契約される場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および疾病死亡保険金等については双方の保険金の合計額が支払われます。一方、その他の保険金（治療・救援費用、携行品損害、賠償責任等）については実際にかかった費用や損害額がお支払いの限度となりますので、双方の保険から二重に支払われるものではありません（補償限度額が増えるのみ）。

ご契約の際のご注意

- 保険期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に到着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の
治療・救援費用保険金額『無制限』タイプをラインナップ!

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用タイプ表**より、ご本人（加入手続書のご本人欄に記入される方）のタイプをお選びください。
※本パンフレット記載の契約タイプには家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額（ご契約金額）はご家族全員で共有となります。



(2) 次に、**配偶者・ご親族用タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのタイプをお選びください。

ご本人用タイプ表 (加入手続書のご本人欄に記入される方)

タイプ		0～69歳以下						70歳以上*8					
		15歳以上～69歳以下			V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
		V6	V5	V4									
保険金額 (ご契約金額)	ご本人	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
		応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*9	セットあり										
共有 ご家族	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
		携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
払い込み いただく 保険料	トラベル プロテクト 付き*7	保険期間 1日まで	5,770円	4,120円	3,460円	3,020円	2,420円	2,740円	5,210円	4,380円	3,940円	3,720円	3,610円
		2日まで	7,060円	5,360円	4,680円	4,240円	3,640円	3,890円	6,910円	6,060円	5,620円	5,400円	5,210円
		3日まで	8,120円	6,420円	5,740円	5,300円	4,690円	4,910円	8,360円	7,500円	7,060円	6,840円	6,590円
		4日まで	9,050円	7,300円	6,600円	6,160円	5,550円	5,720円	10,190円	9,310円	8,870円	8,650円	8,300円
		5日まで	10,190円	8,390円	7,670円	7,230円	6,580円	6,750円	12,230円	11,310円	10,870円	10,650円	10,210円
		6日まで	11,350円	9,500円	8,760円	8,320円	7,650円	7,780円	14,180円	13,230円	12,790円	12,570円	12,040円
		7日まで	12,300円	10,400円	9,640円	9,180円	8,490円	8,620円	16,040円	15,070円	14,610円	14,380円	13,790円
		8日まで	13,540円	11,590円	10,810円	10,350円	9,660円	9,710円	17,810円	16,840円	16,380円	16,150円	15,490円
		9日まで	14,320円	12,370円	11,590円	11,130円	10,430円	10,450円	19,590円	18,610円	18,150円	17,920円	17,190円
		10日まで	15,130円	13,130円	12,330円	11,870円	11,160円	11,140円	21,400円	20,400円	19,940円	19,710円	18,890円
		11日まで	15,960円	13,910円	13,090円	12,610円	11,890円	11,860円	23,210円	22,190円	21,710円	21,470円	20,590円
		12日まで	16,870円	14,720円	13,860円	13,360円	12,620円	12,560円	25,100円	24,030円	23,530円	23,280円	22,310円
		13日まで	17,720円	15,520円	14,640円	14,140円	13,400円	13,300円	26,910円	25,820円	25,320円	25,070円	24,010円
		14日まで	18,440円	16,190円	15,290円	14,770円	14,010円	13,900円	28,700円	27,590円	27,070円	26,810円	25,690円
		15日まで	21,590円	19,340円	18,440円	17,920円	17,160円	16,890円	34,530円	33,420円	32,900円	32,640円	31,190円
		17日まで	23,030円	20,680円	19,740円	19,220円	18,450円	18,110円	36,690円	35,530円	35,010円	34,750円	33,160円
		19日まで	25,050円	22,600円	21,620円	21,080円	20,290円	19,860円	40,570円	39,370円	38,830円	38,560円	36,790円
		21日まで	26,920円	24,370円	23,350円	22,790円	21,980円	21,480円	43,930円	42,680円	42,120円	41,840円	39,910円
23日まで	29,230円	26,480円	25,380円	24,780円	23,930円	23,360円	47,000円	45,660円	45,060円	44,760円	42,740円		
25日まで	31,270円	28,320円	27,140円	26,500円	25,630円	24,960円	50,310円	48,910円	48,270円	47,950円	45,800円		
27日まで	33,360円	30,310円	29,090円	28,430円	27,530円	26,780円	53,360円	51,910円	51,250円	50,920円	48,620円		
29日まで	35,260円	32,010円	30,710円	30,010円	29,090円	28,250円	56,980円	55,450円	54,750円	54,400円	51,910円		
31日まで	37,180円	33,830円	32,490円	31,770円	30,800円	29,890円	60,430円	58,840円	58,120円	57,760円	55,120円		

△ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で、申込みに際して保険の対象となる方が①15歳未満の方、②15歳以上で同意引受けできる死亡保険金額には制限があります。詳しくは、P.6の「海外旅行保険 傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額確認」

*6 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
*7 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
*8 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.12もあわせてご確認ください。

- ※本パンフレット記載のタイプには家族旅行特約（家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受けの特約）がセットされています。【配偶者・ご親族用タイプ】にお申込みいただける保険の対象となる方は、加入手続書のご本人欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります（次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人・タイプ契約にてお申込みください。）。
 - ①ご本人の配偶者*1*2
 - ②ご本人または配偶者*1*2と生計をともにする同居の親族*3
 - ③ご本人または配偶者*1*2と生計をともにする別居の未婚*4のお子様*1
- *1 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。
- *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。
 - a. 婚姻意思*5を有すること
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *3 ご親族とはご本人の6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
- *4 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご契約いただくタイプをお選びください。

タイプ		0～69歳以下						70歳以上*8					
		15歳以上～69歳以下			V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
		V6	V5	V4									
保険金額（契約あたり）	1名あたり	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
		応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*9	セットあり										
			セットあり										
払い込みいただく保険料（1名あたり）		保険期間1日まで	5,110円	3,460円	2,800円	2,360円	1,760円	2,080円	4,550円	3,720円	3,280円	3,060円	2,950円
		2日まで	6,090円	4,390円	3,710円	3,270円	2,670円	2,920円	5,940円	5,090円	4,650円	4,430円	4,240円
		3日まで	6,860円	5,160円	4,480円	4,040円	3,430円	3,650円	7,100円	6,240円	5,800円	5,580円	5,330円
		4日まで	7,520円	5,770円	5,070円	4,630円	4,020円	4,190円	8,660円	7,780円	7,340円	7,120円	6,770円
		5日まで	8,200円	6,400円	5,680円	5,240円	4,590円	4,760円	10,240円	9,320円	8,880円	8,660円	8,220円
		6日まで	8,970円	7,120円	6,380円	5,940円	5,270円	5,400円	11,800円	10,850円	10,410円	10,190円	9,660円
		7日まで	9,620円	7,720円	6,960円	6,500円	5,810円	5,940円	13,360円	12,390円	11,930円	11,700円	11,110円
		8日まで	10,600円	8,650円	7,870円	7,410円	6,720円	6,770円	14,870円	13,900円	13,440円	13,210円	12,550円
		9日まで	11,130円	9,180円	8,400円	7,940円	7,240円	7,260円	16,400円	15,420円	14,960円	14,730円	14,000円
		10日まで	11,690円	9,690円	8,890円	8,430円	7,720円	7,700円	17,960円	16,960円	16,500円	16,270円	15,450円
		11日まで	12,270円	10,220円	9,400円	8,920円	8,200円	8,170円	19,520円	18,500円	18,020円	17,780円	16,900円
		12日まで	12,920円	10,770円	9,910円	9,410円	8,670円	8,610円	21,150円	20,080円	19,580円	19,330円	18,360円
		13日まで	13,510円	11,310円	10,430円	9,930円	9,190円	9,090円	22,700円	21,610円	21,110円	20,860円	19,800円
		14日まで	14,000円	11,750円	10,850円	10,330円	9,570円	9,460円	24,260円	23,150円	22,630円	22,370円	21,250円
		15日まで	17,030円	14,780円	13,880円	13,360円	12,600円	12,330円	29,970円	28,860円	28,340円	28,080円	26,630円
		17日まで	18,290円	15,940円	15,000円	14,480円	13,710円	13,370円	31,950円	30,790円	30,270円	30,010円	28,420円
		19日まで	19,990円	17,540円	16,560円	16,020円	15,230円	14,800円	35,510円	34,310円	33,770円	33,500円	31,730円
	21日まで	21,570円	19,020円	18,000円	17,440円	16,630円	16,130円	38,580円	37,330円	36,770円	36,490円	34,560円	
	23日まで	23,380円	20,630円	19,530円	18,930円	18,080円	17,510円	41,150円	39,810円	39,210円	38,910円	36,890円	
	25日まで	25,220円	22,270円	21,090円	20,450円	19,580円	18,910円	44,260円	42,860円	42,220円	41,900円	39,750円	
	27日まで	27,150円	24,100円	22,880円	22,220円	21,320円	20,570円	47,150円	45,700円	45,040円	44,710円	42,410円	
	29日まで	28,960円	25,710円	24,410円	23,710円	22,790円	21,950円	50,680円	49,150円	48,450円	48,100円	45,610円	
	31日まで	30,740円	27,390円	26,050円	25,330円	24,360円	23,450円	53,990円	52,400円	51,680円	51,320円	48,680円	

③ 家族旅行・ハネムーン用

署名をいただけない方のご契約はこちらからお選びください。（①15歳未満の方は69歳以下のプランよりお選びください。）
フローチャート」をご確認ください。

*9 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*10もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

*10 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

サポート④ 個人・長期タイプ契約用

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に到着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が保険始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等がされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご加入に関するご注意」の③をご確認ください。



治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額「無制限」タイプをラインナップ!

あんしん
をプラス!

「治療・救援費用保険金額
無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.12もあわせてご確認ください。

旅行出発日時時点で **0~29歳以下の方**、**30歳以上~69歳以下の方**、**70歳以上の方** でそれぞれ料金表が異なります。

保険金額
ピッタリプラン
32日以上
保険期間

※保険証券、保険契約証または被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。ただし、「数次海外旅行者に関する特約」をセットしているご契約を除きます。
※記載以外のタイプをご希望の場合は、加入手続書裏面をご覧ください。

タイプ	0~29歳以下				30歳以上~69歳以下				70歳以上*2		
	N4	M2	L3	L2	L3	L2	N4	M2	P3	Q2	
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限	3,000万円	無制限		無制限		3,000万円		無制限	3,000万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	20万円	10万円	30万円	20万円	30万円	20万円	20万円	10万円	30万円	10万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延*4	セットあり				セットあり				セットあり		
払い込みいただく保険料	保険期間34日まで	28,850円	24,020円	31,380円	29,570円	34,640円	32,830円	32,110円	28,130円	54,820円	48,030円
	39日まで	32,760円	27,500円	35,330円	33,480円	41,560円	39,710円	38,990円	34,440円	68,380円	60,520円
	46日まで	39,110円	32,720円	41,720円	39,850円	52,800円	50,930円	50,190円	44,800円	88,760円	79,350円
	53日まで	45,790円	37,990円	48,730円	46,630円	66,110円	64,010円	63,170円	56,720円	112,740円	101,340円
	2か月まで	55,670円	46,540円	58,950円	56,610円	77,790円	75,450円	74,510円	67,070円	139,640円	125,960円
	3か月まで	67,450円	56,340円	71,640円	68,650円	106,540円	103,550円	102,350円	92,430円	205,600円	186,260円
	4か月まで	91,800円	77,470円	97,440円	93,420円	151,590円	147,570円	145,950円	132,120円	298,870円	271,360円
5か月まで	119,960円	101,390円	126,930円	121,960円	196,440円	191,470円	189,470円	171,750円	388,670円	353,340円	
6か月まで	144,120円	121,440円	152,520円	146,540円	240,750円	234,770円	232,350円	210,780円	479,200円	435,910円	

△ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約で、申込みの際に保険の対象となる方が①15歳未満の方、②15歳以上で同意署名をいただけない方のご契約はこちらからお選びください。(①15歳未満の方は29歳以下のプランよりお選びください。)

引受けできる死亡保険金額には制限があります。詳しくは、P.6の「海外旅行保険 傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額確認 フローチャート」をご確認ください。

- *1 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
 - *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が(後遺障害等級表)の第3級以上の支払割合となる後遺障害者に限定されます(後遺障害等級表に自動セットされます)。
 - *3 保険期間が3か月超のご契約のお客様が対象になります。
 - *4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。
- | 保険の対象となる方が負担した費用 | お支払い額 |
|---------------------------|--------|
| ① 宿泊施設の客室料 | 3万円 |
| ② 交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料 | 1万円 |
| ③ 食事代 | 5,000円 |
- *5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

保険期間が3か月超のお客様向けオプション 緊急一時帰国費用・保険料表

旅行先	アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア、中近東地域		欧州 アフリカ地域		
	40万円		70万円		100万円		
保険金額(ご契約金額)	40万円		70万円		100万円		
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	
	4か月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円
	5か月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円
6か月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円	

*上記保険料は加入者が個人の場合となります。加入者が法人(個人事業主を含む)の場合は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

「緊急一時帰国費用」についてのご注意

- ① 海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超で、かつ、海外渡航(旅行)中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。
- ② 緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または東京海上日動へお問い合わせください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合はあらかじめ、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動へご連絡ください。
- ③ 保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。
- ④ 帯同家族を含む場合は、家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットする必要があります。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険期間31日まで・32日以上共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺障害 保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発生した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発生した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
治療費用部分	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて 30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限ります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療費・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)*6 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発生した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発生した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
治療・救済費用 保険金	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)*7 ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)(個人タイプ)の場合は 3日以上*6 続けて入院された場合)③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救済者 3名分まで)*10③救済者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分かつ救済者1名について 14日分まで)*10④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費*10*11、保険の対象となる方の現地での諸雑費*11(個人タイプ)の場合は合計で20万円、(家族旅行・ハネムーンタイプ)の場合は合計で40万円まで⑤現地からの移送費用*10*11*12⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで)*10⑦(家族旅行・ハネムーンタイプ)のみ 保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)*12	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に発生した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
治療費用部分・救済費用部分共通	※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象なりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分		
疾病死亡 保険金	①海外旅行中に病気によって死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*13により、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に発生した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「(後遺障害等級限定補償特約)が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。
*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。
*4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
*5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
*6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
*7 6親等以内の血族・配偶者*8または3親等以内の姻族をいいます。
*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
*10 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して**3日以上*6**入院された場合に限りお支払いの対象となります。
*11 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。
*12 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。
*13 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合								
賠償責任 保険金	海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	P.12に記載の③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*4に対する賠償責任								
携行品損害 保険金	海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*9 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	P.12に記載の①~④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食いの ・携行品の置き忘れまたは紛失*12 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スライダー、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります)								
航空機寄託 手荷物 保険金	①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合	1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	P.12に記載の①~④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波								
航空機遅延 保険金	①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費*13 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代	1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象となる方が負担した費用</th> <th>お支払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 宿泊施設の客室料</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>b 交通費*13もしくは渡航先での各種サービス取消料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>c 食事代</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りま。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a 宿泊施設の客室料	3万円	b 交通費*13もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c 食事代	5,000円	
保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額										
a 宿泊施設の客室料	3万円										
b 交通費*13もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円										
c 食事代	5,000円										

保険期間31日までのみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療費用部分	海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことのある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*14により医師の治療を受けられた場合	実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額	たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用
疾病に関する 応急治療・ 救済費用担保 特約に係る 治療・救済費用 保険金	海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことのある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*14により続けて入院された場合(個人タイプ)の場合は3日以上*15続けて入院された場合	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分まで)*16 救済者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救済者3名分かつ救済者1名について14日分まで)*16	
治療費用部分 救済費用部分 共通	※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、同居(保険の対象となる方が入院した最終目的の病院または診療所を含みます)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。		

- *1 次に掲げる損害を含みます。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害
- *2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- *3 レンダカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスキーモービル等はお支払いの対象となります。
- *4 6親等以内の血族、配偶者*5または3親等以内の姻族をいいます。
- *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- *7 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*8をいいます。現金、小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建

- * 8 住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。
- * 9 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。
- * 10 損害が生じた携行品の時価額 * 10 とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額 * 10 のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に於て負担した場合に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含まれます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。
- * 11 再取得価額 * 11 から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
- * 12 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。
- * 13 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- * 14 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- * 15 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- * 16 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- * 17 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上 * 15 入院された場合に限りお支払いの対象となります。

下記特約は海外旅行保険にご契約いただいた方のみ、付帯可能です(本特約のみでのお申込みはできません。)

保険期間3か月まで^{*1}のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>オプション 旅行変更費用 保険金</p>	<p>次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合</p> <p>①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者 * 2 (保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。)または保険の対象となる方等の配偶者 * 3 もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合</p> <p>②入院</p> <p>(1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上 * 5 の入院に限ります。)</p> <p>(2) 保険の対象となる方等の配偶者 * 3 または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合</p> <p>③避難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは避難した場合は保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に避難された場合</p> <p>④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要となったと警察等の公的機関によって確認された場合</p> <p>⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合</p> <p>⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合</p> <p>⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出 <p>⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合</p> <p>保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合</p> <p>保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等</p> <p>⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合</p>	<p>ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用 * 6 を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。</p> <p>●出国中止費用</p> <p>出国中止したことにより支払った次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 <p>●中途帰国費用</p> <p>①企画旅行の場合</p> $\frac{\text{旅行変更費用} \times \text{旅行日程のうち、中途帰国した日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} * 7$ <p>②企画旅行以外の場合</p> <p>中途帰国したことにより支払った次の費用 * 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 	<p>①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑨のいずれかが生じたことにより負担した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象 * 9 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 <p>②次の事由による入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 <p>③次の事由による死亡・危篤または入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気 <p>④保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者 * 3 もしくは1親等内の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因 * 10 もしくは⑧感染症等の原因 * 11 が生じていた場合 等

保険期間3か月超のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>オプション 緊急一時帰国費用 保険金</p>	<p>保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国して居る期間を除きます。)に、保険の対象となる方等の配偶者 * 3 もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合</p> <p>※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者 * 3・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金のお支払対象となります。</p> <p>※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 * 1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。</p> <p>①往復の航空運賃等の交通費</p> <p>②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。</p> <p>※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額となります。</p>	<p>P.12に記載の①、②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者 * 3 もしくは1親等内の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

- * 1 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。
- * 2 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。
- * 3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)
- * 4 ①婚姻意思 * 4 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
- * 5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- * 6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- * 7 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。
- * 8 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。
- * 9 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。
 - ・中途帰国のための航空運賃等交通費
 - ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)
- * 10 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- * 11 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
- * 12 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

ご加入に関するご注意

- ①帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ②旅行先での運動**：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - 旅行先でビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）を飛ばす、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - 旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - 旅行先で自動車等の乗用車による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③旅行先でのお仕事**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - 旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ④補償の重複について**：
 - 賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご確認ください。*2
 - *1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
 - *2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または東京海上日動にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または東京海上日動へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただけますようお願いいたします。
- ⑥付保証明書について**：保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ⑦保険期間の延長手続き**：旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または東京海上日動営業店の営業時間内に対応させていただきます。お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。また、実際のお手続きは、海外では行いませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となつて、お客様がご契約を申し込まれた代理店または東京海上日動営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。ただし、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（保険の対象となる方の住所を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72 時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。
※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。

払い込みいただく保険料の算出方法 追加保険料＝延長後の保険期間に対応する適用保険料－既存契約の保険期間に対応する適用保険料

- ⑧解約のお手続き**：保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合はご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。

海外旅行保険一般包括任意付契約ご加入のご案内

1. ご加入の概要

ご加入いただく本保険は、ご加入者様にお渡しする保険証券、保険契約証または被保険者証に記載された保険契約者（東武トップツアーズ株式会社）と東京海上日動火災保険株式会社との間で締結された一般包括任意付契約です。この保険は東武トップツアーズ株式会社を被保険者として、ご加入者（保険証券の被保険者欄に記載の方）を被保険の対象とする方とする海外旅行保険一般包括任意付契約です。ご加入内容の変更を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有しますので、ご加入内容の変更や解約の場合には、ご加入者様より保険契約者へご連絡ください。保険契約者にご加入者様の申し出に応じて必要な手続きをとっていただきます。なお、ご加入内容の変更につきましては、変更内容より一部お取扱いできない場合がございますので、予めご了承ください。

2. ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。加入手続書の記載事項につきましては、重要事項説明書中の「ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）」にそってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

3. 「注意喚起情報」について

重要事項説明書の「注意喚起情報」に記載している事項はご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。ご加入前に必ずご理解・ご了承の上お手続きいただきますようお願いいたします。特に、「Ⅲ-2（解約される時）」、「3（保険の対象となる方からのお申し出による解約）」の点につきましては、ご注意ください。なお、下記の点につきましては、ご加入者様よりお申し出いただく必要がありますのでご注意ください。

- 告知義務
- 通知義務等

4. その他ご注意ください点について

「保険料領収証」は引受保険会社から保険契約者に発行します。引受保険会社から直接ご加入者様に「保険料領収証」は発行いたしません。あらかじめご了承ください。
・本契約（一般包括任意付契約）はクーリングオフができません。ご注意ください。
上記の他ご不明な点等がある場合には、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

東京海上日動の海外旅行保険に加入したお客様の特典（サービスの内容）

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを東京海上日動提携料金（25%割引）でお申込みいただけます（サービス提供会社：株式会社ビジョン）。

※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動Webサイトをご確認ください。
※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願いいたします。なお、東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものとなります。

この保険契約は共同保険契約です。幹事保険会社である東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行い、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯せず単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合につきましては、東武トップツアーズ株式会社のホームページにてご確認ください。

〈推奨方針について〉

東武トップツアーズでは、6社の損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結しており、事務処理・事故処理に精通している代申会社の東京海上日動の商品をおすすめする方針です。個別のご要望がある場合は、この限りではありません。

お問い合わせ先

（取扱代理店）東武トップツアーズ株式会社

東京都港区港南1-8-15 〒108-0075
Wビル18階
TEL.050-9014-8539
<https://www.tobutoptours.co.jp/>

（引受幹事保険会社）東京海上日動火災保険株式会社

〈担当〉航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
東京都千代田区大手町1-5-1 〒100-8107
大手町ファーストスクエア W5T9階
www.tokiomarine-nichido.co.jp



TOKIOMARINE
NICHIDO